

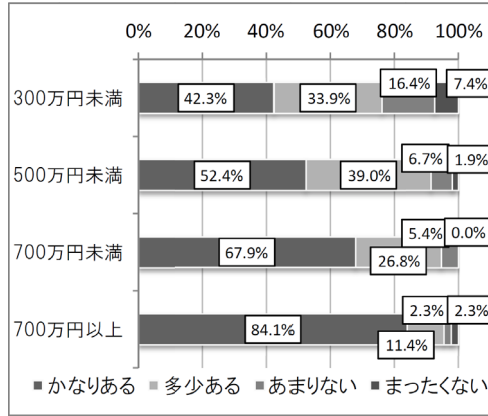
返さなくていい 給付奨学金の拡充を求める請願署名にご協力を

奨学金の拡充を

全院協調査

借金に不安かかえる 大学院生

希望すれば等しく保障される高等教育を



奨学金借入経験者の、奨学金返済への不安（借入額別）N=394

かつて「就職して何年か勤めれば返済しなくてよい」はずだった奨学金。その返済免除制度もなくなり、そして返済のめども立たないまままで就職できていない院生・研究生がたくさん存在します。上表は、全国院生協議会が昨年度調査した結果の一部です。

奨学金制度がまともにならないかぎり、日本の研究者養成は不可能な状況です。そして院生たちは今や、その将来に大きな不安をかかえて日々を過ごしています。奨学金署名用紙を配布しますので、ぜひご協力ください。

学習会は延期です

*8日に予定していた教職員組合人文学部支部の学習会は、延期します。

ご予定されていた方には、深くお詫び申し上げます。近日中に組合の懇親会等を開催いたしますので、その際にはよろしくご参加お願い申し上げます。

〈全国の国立大学の無期転換対応〉 全大教が調査

岐阜大で大きな不安

名古屋大は運用で対応しているだけ

2面に調査結果

2面の表は、東海地区の国立大学の無期転換への対応（文科省調査）です。非常勤講師については、「契約更新に上限を設けない」が

愛知教育大学と三重大学。ただし、愛教大は、研究開発強化法に基づき「5年

を10年とする」というっており、要注意です。

「職種によって異なる対応を行う」が名古屋大、名古屋工大、豊橋技科大です。豊橋技大は非常勤講師を適用除外し、名古屋大は、「通算10年以内の上限」で、き

れいに切る意向です。

名古屋大は、「当該業務の遂行上特に必要と認める場合」に5年を超えて更新するとしつつ、運用で、「無期転換する」方向。いつ解

算5年を超える更新を認める」場合、4つの条件のすべてを満たさないといいな

いと一つ対応です。労働契約法に基づく無期転換問題は、組合運動で解決すべき問題を抱えています。



三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2018年 5月 8日(火) 第219号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com

全大教・無期転換調査

国立大学の無期転換対応状況に関する文部科学省の「対応状況調査」(3月31日発表)は、文科省ウェブサイトから閲覧可能です。 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/houjin.htm

<p>岐阜大学</p>	<p>④契約更新に原則として通算5年以内の上限を設けるが、一定の要件を満たした場合に、通算5年を超える更新を認める</p> <p>【具体的な対応内容】 【平成27年4月1日以降採用者(就業規則改正後)】 契約更新に通算5年(研究開発力強化法に該当する場合は10年)の上限を設けるが、以下の要件をすべて満たした場合は、5年を超えて雇用することができるとしている。 (1) 本人が契約更新を希望していること (2) 業務の継続性を鑑み、部局長が必要と認めた場合であること (3) 業務の特殊性を鑑み、教育・研究・診療活動の遂行上やむを得ない場合であること(業務内容で判断) (4) 退職までの雇用財源が見込めること</p> <p>【平成27年3月31日以前採用者(就業規則改正前)】 契約更新に通算5年(研究開発力強化法に該当する場合は10年)の上限を設けるが、以下の要件をすべて満たした場合は、5年を超えて雇用することができるとしている。 (1) 本人が契約更新を希望していること (2) 業務の継続性を鑑み、部局長が必要と認めた場合であること (3) 退職までの雇用財源が見込めること *平成27年3月31日以前採用者については、全員が無期転換権を行使することは想定内である。</p>
<p>名古屋大学</p>	<p>⑤職種によって異なる対応を行う</p> <p>【具体的な対応内容】 【事務系職員】 契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途、無期転換制度を設けている。 【技術系職員】 契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途、無期転換制度を設けている。 【医療系職員】 契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途、無期転換制度を設けている。 【教育・研究系職員】 契約更新に通算10年以内の上限を設けるが、当該業務の遂行上特に必要と認める場合は、10年を超えて更新することができる。 【非常勤講師】 契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、当該業務の遂行上特に必要と認める場合は、5年を超えて更新することができる。 【その他職員】 その他職員として、技能系職員、URAがあり、それぞれ契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途、無期転換制度を設けている。</p>
<p>愛知教育大学</p>	<p>① 契約更新に上限を設けない</p> <p>【具体的な対応内容】 契約更新の上限は設けていないが、雇用期間は1年を超えないものとしており、雇用期間終了の前に、その都度、業務の必要性、予算状況、本人の適性等を確認し、要件を満たした場合に契約更新を行い、結果、5年を超える場合は無期転換を認めることとなる。 なお、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第99号)の該当者は5年を10年と読み替える。</p>
<p>名古屋工業大学</p>	<p>⑤職種によって異なる対応を行う</p> <p>【具体的な対応内容】 事務系職員のうち事務補佐員、技術系職員のうち技術補佐員、医療系職員のうち非常勤医師、非常勤臨床心理士・作業療法士及びカウンセラーについては、一定の要件を満たした場合のみ、5年を超える契約更新を可能とする。 ※「教育・研究系職員」、「非常勤講師」については、通算10年以内の上限 【その他職員】 URAについては、任期解除制度あり。</p>
<p>豊橋技術科学大学</p>	<p>⑤職種によって異なる対応を行う</p> <p>【具体的な対応内容】 <非常勤講師以外> ・契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、別途、無期雇用職員の公募を実施している。 ・契約更新に通算5年以内の上限を設けるが、学長が特に必要と認めた場合については、通算5年を超える更新を認めている。 ※労働契約法の特例に該当する者については、通算10年を上限とするため、公募については未実施。</p>
<p>三重大学</p>	<p>① 契約更新に上限を設けない</p> <p>【具体的な対応内容】 パートタイム職員については、選択した対応方針である一方、フルタイム職員については従来から雇用期間が通算3年を超えないこととしている。また、パートタイム職員から引き続きフルタイム職員として雇用された場合、通算5年を超える更新を認めていないが、パートタイム職員として雇用を継続できることとしている。(国立大学法人三重大学非常勤職員就業規則第6条) 【その他職員】 非常勤職員のうち、技能補佐員、臨時用務員、アドバイザー、コーディネーターを計上。</p>